

石川県公報

平成25年9月2日(月曜日)

号 外

(第68号)

目 次

- 規 則
○石川県における水資源の供給源としての森林の保全に
関する条例施行規則 (森林管理課) 1

規 則

石川県における水資源の供給源としての森林の保全に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年九月二日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十号

石川県における水資源の供給源としての森林の保全に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、石川県における水資源の供給源としての森林の保全に関する条例（平成二十五年石川県条例第三十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(土地所有権等の移転等の事前届出)

第二条 条例第七条第一項の規定による届出は、別記様式第一号による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面
- 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書又は当該土地について土地所有権等を有することを証する書面の写し

3 条例第七条第一項第六号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 契約当事者の業種
- 土地売買等の契約に係る土地の地目
- 売買、賃貸借その他の土地売買等の契約の種類

4 条例第七条第二項第一号の規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 独立行政法人森林総合研究所
- 分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第九条第二号に規定する森林整備法人
- 電気事業法（昭和三十一年法律第七十号）第二条第一項第十号に規定する電気事業者である法人
- 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一百七条第一項の認定を受けた法人

5 次の各号に掲げる法人にあつては、当該各号に定める行為に係る土地売買等の契約を締結しようとする場合に限り、条例第七条第二項の規定を適用する。

- 前項第三号に掲げる法人 電気事業法第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供するために行う同項第十六号に規定する電気工作物（電線路、これを支持する柱又はこれらの附帯設備に限る。）の設置
- 前項第四号に掲げる法人 電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備（線路、これを支持する柱又はこれらの附帯設備に限る。）の設置

6 条例第七条第三項の規定による変更の届出は、別記様式第二号による届出書を提出して行うものとする。

7 第三項第二号又は条例第七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項に変更が生じたときは、前項の届出書に第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(身分証明書)

第三条 条例第九条第三項の職員の身分を示す証明書の様式は、別記様式第三号によるものとする。

(公表の方法)

第四条 条例第十二条第一項の規定による公表は、次に掲げる事項について、石川県公報への登載及びインターネットの利用により行うものとする。

- 一 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 勧告の内容

附 則

この規則は、平成二十五年十月一日から施行する。

別記様式第 1 号 (第 2 条関係)

年 月 日

土地所有権等の移転等の届出書

石川県知事 様

届出者 住所

氏名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

土地売買等の契約を締結したいので、石川県における水資源の供給源としての森林の保全に関する条例第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 契約の当事者

当 事 者	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	業 種
土地所有権等の移転又は設定をしようとする者			
土地所有権等の移転又は設定を受けようとする者			

2 契約に係る土地の所在等

所 在		地 目	面積 (㎡)
土地売買等の契約の種類	土地所有権等の種別及び内容	契約の締結予定年月日	
		年 月 日	
土 地 の 利 用 目 的			

備考

- 「所在」欄は、契約に係る土地の所在する市町名から記載してください。
なお、全ての筆を記載することとし、契約に係る土地が数筆にわたり記載しきれない場合は、「ほか〇筆 (別紙記載)」として別紙に記載の上、添付してください。
- 「土地売買等の契約の種類」欄は、土地売買等の契約について、売買、賃貸借等の契約の種類を記載してください。
- 「土地所有権等の種別及び内容」欄は、土地売買等の契約に係る権利について、所有権、地上権等の使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利の種別を、期限があるものは終期も併せて記載してください。
- 「土地の利用目的」欄は、土地所有権等の移転又は設定の後における土地の主な利用目的について、具体的に記載してください。
- 規則第 2 条第 2 項に規定する次の書類を添付してください。
 - 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面
 - 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書又は当該土地について土地所有権等を有することを証する書面の写し

別記様式第 2 号 (第 2 条関係)

年 月 日

土地所有権等の移転等の変更届出書

石川県知事 様

届出者 住所

氏名

㊞

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

年 月 日付けで届出を行った土地売買等の契約に係る事項に変更が生じたので、石川県における水資源の供給源としての森林の保全に関する条例第 7 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

変更に係る事項	
変 更 前	
変 更 後	

備考 規則第 2 条第 7 項の規定に該当するときは、同条第 2 項に規定する次の書類を添付してください。

- (1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面
- (2) 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書又は当該土地について土地所有権等を有することを証する書面の写し

別記様式第 3 号 (第 3 条関係)

(表)

<p>石川県における水資源の供給源としての森林の保全 に関する条例第 9 条第 3 項の規定による身分証明書</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center; width: 150px;"> <p>写 真</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>所属 職名 氏名</p> </div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>交付年月日 年 月 日</p> </div>	<p>第 号</p>
<p>石川県知事 印</p>	

(裏)

石川県における水資源の供給源としての森林の保全に関する条例 (抜粋)

(報告の徴収及び立入調査等)

第 9 条 略

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に第 7 条第 1 項又は第 3 項の規定による届出に係る土地に立ち入り、当該土地の利用が森林の有する水源涵養機能の維持増進に及ぼす影響を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第 2 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

5 略

(勧告)

第 11 条 知事は、土地所有者等又は届出者等が次の各号のいずれかに該当する場合において、森林の有する水源涵養機能の維持増進を図るために必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1)・(2) 略

(3) 第 9 条第 2 項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(公表)

第 12 条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、同項の勧告に従わなかった者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

備考 用紙の大きさは、縦5.5センチメートル、横8.5センチメートルとすること。

